

命名由来別にみる新市町村名の変遷に関する研究 —広島県と滋賀県を対象として—

New municipality name of transition by the derivation of the names
—As the target of Hiroshima Prefecture and Shiga Prefecture—

時空間デザインプログラム
14M43140 澁谷 宏樹 指導教員 齋藤 潮
Environmental Design Program
Hiroki Shibuya, Adviser Ushio Saito

ABSTRACT

In this study, the author mainly focused on 459 new municipality names from Hiroshima and Shiga Prefecture as the research object, which has been named in accordance with the merger from the Meiji Dynasty. The purpose is to clarify the relationship between the Survival, remaining extinction, disappearance and the derivation of the names. Firstly, the new names are classified into two kinds: "The Quotes" for those which depend on the old names and "The New" for those which are newly created. Moreover, the Quotes can be classified into "primary names in quotation" and "secondary name in quotation", while the new can be classified into "new and topographic names" and "new and non-topographic names". As a result, the "primary names in quotation" shows obvious tendency of disappearance, compared with the "secondary name in quotation".

1. はじめに

1-1. 背景と目的

領土・領域の部分称としての性質を持つ市町村名は、近代以降の合併政策により名称の含む意味や領域が大々的に改変されてきた。名称変更により誕生した様々な命名由来の新市町村名に対して、地名研究家は地理学や民俗学的な立場から批判的な態度をとる場合が多い。その理由の一つに、地名の内包する人々の土地への態度や生活経験の痕跡が自治体名には反映されていない点が挙げられる。実際に新市町村名は自治体の更新と解体を機に大多数が消滅することから、土地ではなく自治体に名付けられた性格が強い。しかし、自治体の解体後も地域に名を残す新市町村名が事実として存在する。

そこで本研究では、命名当時の土地への態度を表す「命名由来」から類型化を行い、その後の合併政策を経験した現在の「存続・残存・消滅状況」を突き合わせ、命名由来と存続・残存・消滅の関係を明らかにすることを目的とする。

1-2. 研究の位置づけ

齋藤¹、原本²は市町村名や町字、公共施設名への歴史的地名の残存割合を示し、歴史的地名が命名当時の領域や媒体を保持あるいは変更しながら、地域に残存する傾向を指摘した。井戸³、楠原⁴、今尾⁵は、明治や平成の大合併期に誕生した新市町村名を命名由来から類型化し、地名研究家の間で批判的に捉えられている合成名称や方位名称などが近代以降の合併政策に伴い数多く誕生してきたことを示した。

一方で、明治から平成までの合併に伴い命名された新市町村名の現在に於ける存続・残存・消滅と命名由来の関係を示した研究はみられない。その点に本研究の独自性がある。

1-3. 研究の構成

第2章では新市町村名に関する言説を整理し、第3章で調査・分析の方法を述べる。第4章では第3章で選定した対象2県に於ける市町村名の存続・残存・消滅状況を命名時期別に示す。第5章では新市町村名の命名由来を当該地域に存する旧名を引用したか否かなどの観点から分類を試みる。第6章では命名由来別に存続・残存・消滅状況を示し、第7章で考察、第8章で結論とする。

2. 新市町村名に関する言説の整理

2-1. 地名とは

地名とは土地に名付けられた名称のことであり、その名称の内には人々の土地に対する態度、生活経験の痕跡が集約されているという^{6,7}。

2-1. 市町村名の変遷

市町村合併の経緯をみると、本格的な合併政策が始動する前に存在した全国の71,314町村は、市制町村制の施行(明治22年4月1日)、町村合併促進法の施行(昭和28年10月1日)、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行(平成11年4月1日)を経て、現在までに1,718市町村へと大幅に減少する。市町村数の減少に大きな影響を与えた合併関連法案を境に、①明治の大合併前、②明治の大合併、③明治-昭和の合併、④昭和の大合併、⑤平成の大合併の5時期に分けることができる(表1)。

表1 全国の市町村数の推移と命名時期区分^{8,9,10}

	年	月日	市	町	村	計	
①	明治の大合併前 ~M22/3/30	M21	12月末	-	71,314	71,314	
②	明治の大合併 M22/4/1~M22/12末	M22	4月1日	市制町村制施行			
		M22	12月末	39	15,820	15,820	
③	明治-昭和の合併 M23/1/1~S28/9/30	S28	9月30日	285	1,970	7,640	9,895
④	昭和の大合併 S28/10/1~S36/6/30	S28	10月1日	町村合併促進法施行			
		S36	6月	556	1,935	981	3,472
		H11	4月1日	671	1,990	568	3,229
⑤	平成の大合併 H11/7/16~H27/10/1	H11	7月16日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行			
		H27	10月1日	790	745	183	1,718

2-2. 新市町村名への批判

市町村合併に伴い誕生した様々な命名由来の新市町村名は、地理学や民族学的な立場から批判的に捉えられている。例えば柳田は¹¹人々と土地との結びつきが薄れた合成名称の無意味さを嘆き、市村¹²は江戸から東京への改名を例に方位名称を「場の固有性の喪失」という観点から疑問視している。

3. 調査・分析の手法

3-1. 言葉の定義

本研究で用いる言葉の定義を以下に示す。

市町村名：市制町村制(M22/4/1施行)後から現在までに自治体として指定された市町村の名称

歴史的市町村名：市町村名の内、近世から市制町村制までの間に町村名としての使用がみられるもの

新市町村名：市町村名の内、近世から市制町村制までの間に町村名としての使用がみられないもの

存続：市町村名が合併後も市町村名として存在し続けること

残存：市町村名が市町村名から町字などへ移行し残ること

消滅：市町村名が市町村名や町字から姿を消すこと

3-2. 対象県の選定

対象県の選定には井戸の既往研究を参照した。井戸は明治22年新市町村名を茨城・埼玉などの15府県を対象に歴史的広域名称、合成名称などの12類型に分類した(図1)

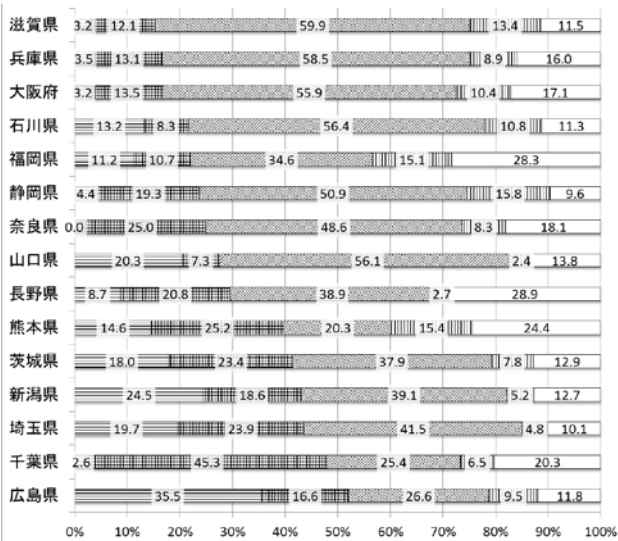


図1 22年新市町村名15府県別特色(合成・人為降順)

井戸の既往研究に基づき筆者作成

井戸が示した分類結果に基づき、合成・人為名称のウェイトが最小である滋賀県と、最大である広島県を対象とする。その狙いは、地名研究家が批判的に捉える命名由来がM22年時点で少ない滋賀県と、多い広島県との間で、命名由来と存続・残存・消滅状況の関係に差異があるのかを示す点にある。

3-3. 研究の対象と調査方法

市町村名の選定、命名時期、存続・残存・消滅状況、命名由来の調査は主に「角川日本地名大辞典編集(2011)『新版 角川日本地名大辞典 DVD-ROM』角川書店」を用いる。市町村名の選定は、上の「角川日本地名大辞典」に付属された「全文検索機能」より広島県及び滋賀県を指定し、検索ワード「自治体名」を入力しHITした広島県市町村名(569)と滋賀県市町村名(231)を対象とする。命名由来については、各県の発行する「市町村合併史」¹³や「合併協議会議事録」¹⁴等の文献資料に記載された内容を適宜補足する。

3-4. 対象2県に於ける市町村数の推移

M21年から現在までの市町村数の推移を示す(表2)(表3)

表2 対象2県に於ける市町村数の推移

	市町村数の推移					減少数
	M21.12末	M22.12末	S28.9.30	H11.4.1	H27.10.1	
滋賀県	1,675	195	160	50	19	1,656
広島県	1,174	464	329	86	23	1,151

表3 対象2県に於ける市町村数の減少率(%)

	減少率				
	M21→M22	M23→S28	S28→H11	H11→H27	M21→H27
滋賀県	88.4	17.9	68.8	62.0	98.9
広島県	60.5	29.1	73.9	73.3	98.0

4. 市町村名の存続・残存・消滅状況

4-1. 歴史的市町村名と新市町村名

広島県市町村名(569)と滋賀県市町村名(231)を命名時期から歴史的市町村名と新市町村名に区別し、それぞれの存続・残存・消滅状況を示す(図2)(図3)。

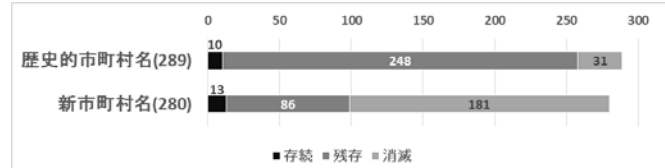


図2 広島県市町村名の存続・残存・消滅数 (グラフ内数値:実数)

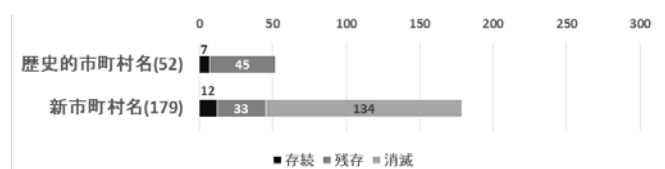


図3 滋賀県市町村名の存続・残存・消滅数 (グラフ内数値:実数)

広島県歴史的市町村名(289)の約90%(258)は市町村名及び町字に存続あるいは残存しており、滋賀県歴史的市町村名(52)はその一切が消滅することなく現代まで存続・残存している。一方で両県共に新市町村名の半数以上が消滅しており、新市町村名は自治体の解体と共に消滅していると考えられる。

4-2. 命名時期別にみる新市町村名

命名時期別に広島県新市町村名(280)と滋賀県新市町村名(179)の存続・残存・消滅率を示す(図4)(図5)。

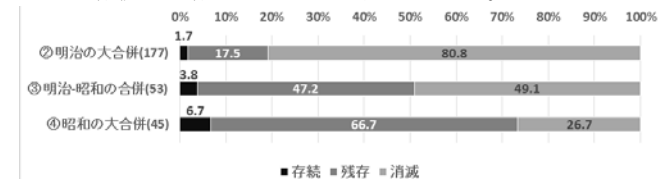


図4 広島県新市町村名の存続・残存・消滅率 (グラフ内数値:%)

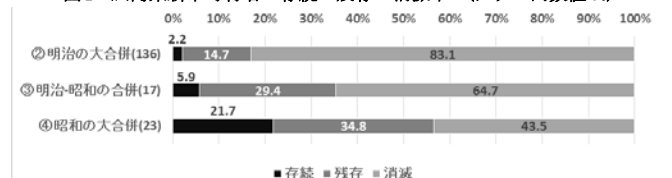


図5 滋賀県新市町村名の存続・残存・消滅率 (グラフ内数値:%)

広島県新市町村名(280)の消滅率をみると、明治の大合併期が80.8%、昭和-明治の合併期が49.1%、平成の大合併期が26.7%と推移する。滋賀県新市町村名(179)の消滅率は順に83.1%、64.7%、43.5%と減少する。両県共に命名時期が古い名称ほど消滅率が高まる。これはその後の合併をより多く経験する機会が多いためだと考えられる。

5. 新市町村名の命名由来

5-1. 命名由来の類型区分

本章で設定した命名由来の類型区分を次項に示す(表4)。当該地域に存する旧名を引用した場合を「引用」、旧名とは全く関係のない新規の名称をつくりだした場合を「新規」の2つに大別した。「引用」は、地域に存する旧名を直接引用したものをA引用(一次的)、合成・方位追加など旧名に何かしらの操作を与えたものをB引用(二次的)の2つに区分した。「新規」は、その当該地域に於ける地形や周辺地形との位置関係といった地理的特色、あるいは過去の出来事や土地の使われ方といった歴史的特色を考慮したか否かでC新規(地誌的)、D新規(非地誌的)の2つに区分した。

以上のような基準で類型する狙いは、地域に古くから存する旧名に手を加えたか否か、当該地域の地理的・歴史的特色を考慮したか否かによって、存続・残存・消滅に差異が生じるかを示す点にある。

表4 本研究で取り扱う命名由来の類型区分

大	中	小	上欄:説明 / 下欄:市町村例・命名由来
引用	A・一次的	A1 広域的	国・郡など古くから存在し、郷・庄よりも広域に対応するもの 例)広島県沼隈郡沼隈町(残存) 由来:沼隈郡の6割以上を占める点から郡名をそのままとった
		A2 中域的	郷・荘など古くから存在する地域の総称または通称をとったもの 例)滋賀県高島郡朽木村(残存) 由来:中世の朽木荘にちなむ
		A3 自然	著名な山岳・河川・海浜・島嶼・湖沼などの名称をとったもの 例)広島県高宮郡亀山村(残存) 由来:亀山村は村内にある山の名をとって命名した
		A4 社寺	著名な神社・寺院などの名称をとったもの 例)滋賀県野洲郡兵主村(消滅) 由来:兵主神社に由来する
		A5 他	小字・人名などA1~A4のいずれにも該当しないもの
	B・二次的	B1 合成	A1~A5のいずれか2つ以上を相互折衷したもの 例)広島県高田郡秋越村(消滅) 由来:秋山、小越を折衷して秋越村とした
		B2 並列	A1~A5のいずれか2つを並列したもの 例)広島県安芸高田市(存続) 由来:「高田」の前に旧国名の「安芸」を表記
		B3 方位	A1~A5のいずれかに「東西南北」「上中下」等の方位を追加したもの 例)滋賀県愛知郡愛東村(消滅) 由来:愛知郡の最東部に位置することに由来する
		B4 他	表記変換や総称詞の加除などB1~B4のいずれにも該当しないもの
	新規	C・地誌的	C1 地形
C2 位置			周辺地形との位置関係を表したものの 例)滋賀県野洲郡河西村(消滅) 由来:野洲川の西岸にあることによる
C3 歴史(事)			過去の出来事を表したものの 例)広島県御調郡貢村(消滅) 由来:往古、神功皇后に当地の井水を貢したという故事による
C4 歴史(様)			過去の様子・状態を表したものの 例)滋賀県神埼郡御園村(残存) 由来:当地域が往古昔親王の御園であったことに由来する
D・非地誌的		D1 瑞祥	新市町村の繁栄や平和を願ったもの 例)広島県芦品郡協和村(消滅) 由来:両村の合併後の行政運営は一つに和を基礎とし、ともに相扶けつ進むのでなければならない。「協和」はこの意をもつ
		D2 数詞	当該地域に存する町村や山河などの個数を表したものの 例)滋賀県坂田郡六荘町(消滅) 由来:「古昔下坂荘、加田荘、(中略)ノ六荘に分岐」による
		D3 瑞祥	瑞祥と数詞を組み合わせたもの 例)広島県佐伯郡四和村(消滅) 由来:四か村の和合団結を念願して新村名を四和村と称することとなった
		D4 元号	命名当時の元号からとったもの 例)広島県安芸郡昭和村(消滅)
不明			-

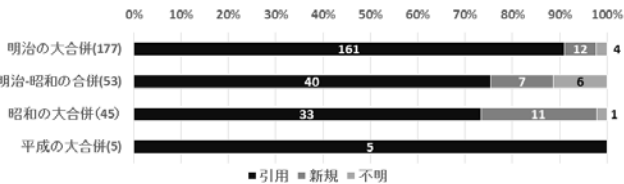


図6 広島県：命名由来の大類型(グラフ内数値:実数)

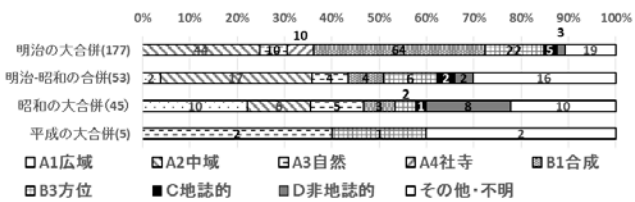


図7 広島県：命名由来の小類型(グラフ内数値:実数)

5-2. 広島県新市町村名

命名時期別に広島県新市町村名(280)の命名由来をみる(図6)(図7)。広島県では以下3点の特徴がみられる。

- 1) 「新規」は「引用」と比較をして極めて少ない。
- 2) 近年になるにつれA1 歴史的の広域名称が引用されている。
- 3) B1 合成名称は明治の大合併期に大量にみられるものの、近年ではあまりみられない

5-3. 滋賀県新市町村名

命名時期別に滋賀県新市町村名(179)の命名由来をみる(図8)(図9)。

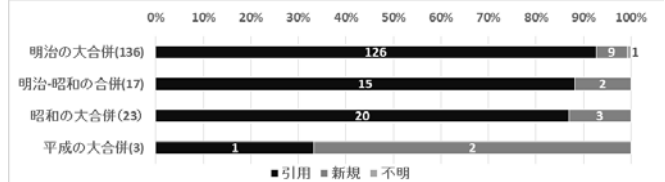


図8 滋賀県：命名由来の大類型(グラフ内数値:実数)

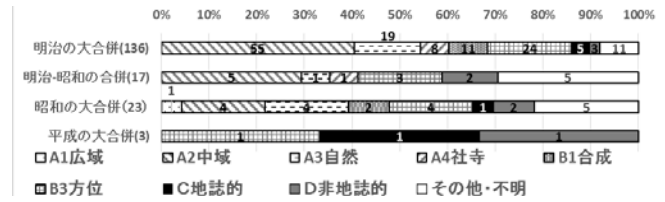


図9 滋賀県：命名由来の小類型(グラフ内数値:実数)

滋賀県では以下3点の特徴がみられる。

- 1) 「新規」は「引用」と比較をして極めて少ない。
- 2) 昭和の大合併期以降のB3 方位+旧名の引用元には郡名や旧国名の使用が5市町村みられ、A1 歴史的の広域名称を直接引用するのではなく、方位を追加して引用する傾向にある。
- 3) 全体を通じてB1 合成名称はあまり命名されていない。

6. 命名由来別にみる新市町村名の存続・残存・消滅状況

命名由来別に両県新市町村名の存続・残存・消滅状況をみる(表5)(表6)。

表5 広島県：命名由来別にみる存続・残存・消滅状況

由来	引用(239)								新規(30)				その他・不明	計
	A一次的(119)				B二次的(120)				C地誌的(11)		D非地誌的(19)			
	A1広域	A2中域	A3自然	A4社寺	B1合成	B3方位	C1地形	C2位置	D1瑞祥	D2数詞				
存続	1	5	2	0	0	2	0	0	0	0	2	13		
	8%	7%	10%	0%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	4%	5%		
残存	7	22	10	3	15	2	2	0	6	0	19	86		
	58%	33%	48%	30%	21%	6%	67%	0%	60%	0%	41%	31%		
消滅	4	40	9	7	56	27	1	5	4	3	25	181		
	33%	60%	43%	70%	79%	87%	33%	100%	40%	100%	54%	65%		
計	12	67	21	10	71	31	3	5	10	3	46	280		
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

表6 滋賀県：命名由来別にみる存続・残存・消滅状況

由来	引用(162)						新規(16)				その他・不明	計		
	A一次的(107)				B二次的(55)		C地誌的(8)		D非地誌的(8)					
	A1広域	A2中域	A3自然	A4社寺	B1合成	B3方位	C1地形	C2位置	D1瑞祥	D2数詞				
存続	0	6	1	0	0	2	0	1	2	0	0	12		
	0%	7%	4%	0%	0%	6%	0%	20%	50%	0%	0%	7%		
残存	0	11	2	1	3	4	1	1	1	1	8	33		
	0%	17%	8%	11%	23%	13%	50%	20%	25%	25%	38%	18%		
消滅	1	47	21	8	10	26	1	3	1	3	13	134		
	100%	73%	88%	89%	77%	81%	50%	60%	25%	75%	62%	75%		
計	1	64	24	9	13	32	2	5	4	4	21	179		
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

6-1. 存続新市町村名

1) 存続数の多いA2 歴史的の中域名称

両県それぞれの存続数に着目すると、歴史的の中域名称の存続数が他と比較して多い。

6-2. 残存新市町村名

1) 2県間で差異を示すA3 自然名称

A3 自然名称の残存率は広島県 48%(10/21)である一方、滋賀県は 8%(2/24)を示し、両県で大きな差異がみられる。

2) 残存率の比較の高い C1 地形名称

両県共に高い残存率を示したのは C1 地形名称である。しかしながら母数が少ないため確実性は低い。

3) 命名由来別にみる残存種類の差異

名称が市町村から町字へと移行をする際、「町字」として残存するか、あるいは「町字の冠称」として残存するか、の 2 種類に分けられる。前者は合併前に下位に従っていた町字を追い出し、自らが町字へと姿を変えて残る。一方で後者は、旧町字を残しながらその冠称として残る。

(冠称例) 広島県沼隈郡「金江」村金見→広島県福山市「金江町金見」
以上の 2 種別に残存数を確認する(表 7)。

表 7 両県：命名由来別にみる残存数(残存種別)、0内残存種割合

命名由来 残存種	引用								新規				不明	計
	A一次				B二次				C地誌		D非地誌			
	A1 広域	A2 中域	A3 自然	A4 社寺	B1 合成	B3 方位	C1 地形	C2 位置	D1 瑞祥	D2 数詞				
町字	17 0%	5 52%	4 42%	6 100%	2 33%	3 33%	3 100%	0 0%	0 0%	9 33%	46 39%			
町字の冠称	7 100%	16 48%	7 58%	0 0%	12 67%	4 67%	0 0%	7 100%	1 100%	18 67%	73 61%			
計	7	33	12	4	18	6	3	1	7	1	27	119		

残存新市町村名の内、「町字」として残存する傾向を示したのは A4 社寺名称 100% (4/4)、C1 地形名称 100% (3/3) である。一方で数・割合共に「町字の冠称」として残存する傾向を示したのは A1 歴史的広域名称 100% (7/7)、B1 合成名称 67% (6/12)、B3 方位名称 67% (4/6)、D1 瑞祥名称 100% (7/7) である。

6-3. 消滅新市町村名

1) 両県共に高い消滅率を示す A4 社寺名称・B1 合成名称・B3 方位名称・C2 位置名称・D2 数詞名称

広島・滋賀共に消滅率の高い名称(広島, 滋賀)は、A4 社寺名称(70%, 89%)、B1 合成名称(79%, 77%)、B3 方位名称(87%, 81%)、C2 位置名称(100%, 60%)、D2 数詞名称(100%, 75%)、である。

7. 考察

7-1. 考察

新市町村名は自治体の解体と共に消滅し、古い名称ほどその後の合経を経験する機会が増えるため消滅すると考えられる。更に命名由来という観点からみても、その存続・残存・消滅には一定の傾向が読み取れた。その理由を名称の内包する意味や合併に伴う領域変化の観点から考察する。

1) B1 合成名称、D2 数詞名称の消滅要因

双方の名称には命名当時の自治体数という意味が内包されており、名称がその意味を拡張して合併相手の自治体を新たに包含することができず、他の村名を受け入れる柔軟性に乏しいと考えられる。つまり合併前後で名称の内包する意味に不整合が生じるため、存続は難しいといえる。更にその名称は自治体の位置する土地ではなく自治体そのものを指す意味合いが強く、自治体の解体と同時に消滅すると考えられる。

B1 合成名称は町字の冠称として残存する傾向がみられる。つまり B1 合成名称の引用元を下位に残すことで、自らの名称が内包する意味や起源の喪失を防ぎ、保持しようという態度が見受けられる。

2) A4 社寺名称の消滅要因

地名研究家が新市町村名として肯定的に捉えている社寺名称も市町村名や町字から消滅するといえる。しかし実際には、引用元の寺社仏閣の名称として現在でも地域に残っていると推察できる。仮に社寺名称が合併に伴う領域拡張に対応できず消滅してしまうとすれば、社寺名称の指す領域にはある一定の拡張限界があると示唆される。

3) B3 方位名称、C2 位置名称の消滅要因

B3 方位名称は地域の復旧や再編成を機に、旧名に付属する方位のみ廃されるケースが多い。従って、旧名そのものが消滅している訳ではない。旧名への方位追加と廃除が繰り返された結果、高い消滅率を示したと考えられる。

C2 位置名称には「湖南」「川上」などが含まれる。これらの名称は合併領域の拡張に伴い、命名時に於ける名称の指す位置や領域に齟齬が生じる可能性があるため、領域変化が求められる存続には不向きであると考えられる。

4) 地形名称の残存要因

C1 地形名称に該当する「落合」「入江」といった名称は、B1 合成名称等と同様に合併による新自治体の造成を機に命名されたといえる。しかし、地形名称は自治体そのものではなく、自治体の位置する土地を指す意味合いが強い。そのため自治体の解体後もその土地に残存したと示唆される。

5) 歴史的中域名称の存続要因

1) ~ 3) で示したような名称は、合併前後で名称の内包する意味や領域に不整合が生じるため存続が難しいといえる。言い換えれば、「呉」や「府中」といった明治 22 年から現在まで存続する歴史的中域名称は、合併前後で名称の内包する意味や領域に不整合が生じにくく、自治体の更新や領域拡張に柔軟に対応する性質を帯びているといえる。これらの語源は地域の地理的・歴史的特色に関するものが多い。本研究の最後に「名称の柔軟性には語源が関与している」という仮説を立てる。その詳細な検討は今後の課題とする。

8. 結論

8-1. 結論

明治 22 年新市町村名の命名由来に対し、地名研究家が批判的に捉えた広島県と肯定的に捉えた滋賀県に着目をして、以下のことが明らかとなった。

- ① 両県共に歴史的市町村名は 90%以上が存続・残存する
- ② 両県共に新市町村名は 65%以上が消滅する
- ③ 両県間で明治 23 年～現在の命名由来に差異はみられない
- ④ 両県共に命名由来は引用が多く新規が少ない
- ⑤ 両県共に歴史的の中域名称は存続傾向を示す
- ⑥ 両県共に社寺名称・合成名称・数詞名称・位置名称・方位名称は消滅傾向を示す
- ⑦ 広島県では自然名称は残存、滋賀県では消滅傾向を示す

新市町村名選定の際、地名研究家が肯定的に捉えている「地域に古くから存する名称」を引用した場合や、「当該地域の地理的・歴史的特色を考慮した名称」を新規に命名した場合でも、その後の合併政策により消滅する傾向が読み取れる。その一方で歴史的市町村名のほとんどは残存しているといえる。

8-2. 今後の課題

本研究は命名由来と存続・残存・消滅状況の関係にのみ着目している。今後は対象の拡充と県同士の比較考察に加え、名称の語源や社寺・山河の位置、行政区画の変遷、国・県・各合併協議会の方針などを絡めた総合的な考察が求められる。

参考文献

- 1 齋藤和宏(2002)「市町村合併に伴う市町村名称および市町村役場立地の変化に関する研究」『第 37 回都市計画学会学術研究論文集』p301-306
- 2 原本太郎(2012)「歴史的地名と現代におけるその地名呼称媒体に関する研究」東京工業大学大学院、修士論文
- 3 井戸庄三(1976)「明治 22 年新町村名の研究」『地理学評論 49・5』p285~289
- 4 楠原祐介(2003)『こんな市名はもういらぬ!』東京堂出版
- 5 今尾恵介(2005)『生まれる地名、消える地名』実業の日本社
- 6 市村弘正(1987)『「名付け」の精神史』みすず書房,p23
- 7 柳田邦男(1936)『地名の研究』講談社学芸文庫, P41
- 8 総務省(最終検索年:2015)「市町村合併資料集」
[<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html>]
- 9 市町村要覧編集委員会(2015)『全国市町村要覧 平成 27 年版』第一法規株式会社
- 10 地方行政委員会議事事務局編(1951)「町村合併の理論と実際」財団法人全国地方自治振興協会 p63
- 11 前掲 7, p18-19
- 12 前掲 6
- 13 滋賀県市町村沿革史編さん委員会/編(1967)『滋賀県市町村沿革史 第 2 巻・第 5 巻』滋賀県市町村沿革史編さん委員会
- 14 広島県総務部地方課(1961)「広島県市町村合併史」広島県市長会、広島県町村会